

税関	横浜	回答 年月日	平成 28 年 2 月 22 日
品名	ウォームホイール芯金		
照会内容	ウォームホイール芯金を輸入し、表面を洗浄し、ナイロン樹脂を圧入・融着し、仕上加工を施したものを再輸出する場合、関税定率法第 17 条第 1 項第 1 号の規定の適用は可能か。		
照会貨物の概要	<p>自動車用のステアリング部品であるウォームホイール芯金</p> <p>材 質：鉄鋼</p> <p>性 状：外径 70×内径 34.5×幅 18 mmのリング状</p> <p>加工内容：芯金の表面を洗浄 芯金の上からリング状のナイロン樹脂をプレス機で圧入し一体化 加熱により芯金にナイロン樹脂を融着 旋盤で表面仕上</p> <p>そ の 他：輸入申告ごとにインボイスナンバーを利用し、管理台帳において数量を管理</p>		
回答	関税定率法第 17 条第 1 項第 1 号の規定の適用は可能である。		
理由	本品は、加工内容並びに輸入貨物及び輸出貨物の形状のほか、管理台帳において数量管理を行うことから、再輸出の際に輸入された物品の確認が容易に行えると認められるため、関税定率法施行令第 31 条第 7 号に該当するとして、関税定率法第 17 条第 1 項第 1 号の規定の適用は可能である。		